

# 国立大学法人滋賀医科大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬のうち、期末特別手当については本学役員給与規程により「その者の在職期間における業績に応じ、経営協議会の議を経て、これを増額し、又は減額することができる」としているが、平成24年度については、経営協議会において業績を総合的に判断した結果、報酬の増減は行われなかった。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

人事院勧告に準拠して、平成24年4月から基本給月額を0.5%減額した。国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(特例法)に基づき、平成24年6月から基本給月額及び期末特別手当を9.77%引き下げ、地域手当については、本学の所在する地域手当支給割合の10%とした。

理事

法人の長に同じ

理事(非常勤)

該当者なし

監事

法人の長に同じ

監事(非常勤)

人事院勧告に準拠して、平成24年4月から役員手当を日額0.5%減額した。特例法に基づき、平成24年6月から役員手当を9.77%引き下げ、地域手当相当分を10%とした。

### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	15,945	10,846	4,112	986 (地域手当) 0 (通勤手当)			
理事A	13,651	9,193	3,485	835 (地域手当) 137 (通勤手当)			
理事B	13,592	9,193	3,485	835 (地域手当) 78 (通勤手当)			
理事C	11,180	7,936	2,009	721 (地域手当) 512 (通勤手当)	4月1日		
理事D	11,956	7,936	3,008	721 (地域手当) 289 (通勤手当)			◇
監事A	11,831	7,936	3,008	721 (地域手当) 164 (通勤手当)			
監事B (非常勤)	1,443	1,443	0	0 ( )	4月1日		

注1：総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2：「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

### 3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長					—	該当者なし	
理事	11,004	8	0	H24.3.31	—	在職期間における業績について経営協議会に諮った結果、支給額を増減しないことに決定した。	
監事					—	該当者なし	

注1：「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

大学運営の基本方針と経営収益を考えた効率的な人員配置を行うとともに、経営収益に見合った人件費の設定を行う。

#### ② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

社会一般の情勢に適合させるため、人事院勧告を受けて決定される国家公務員の給与水準を十分に考慮することとしている。また、他の国立大学法人の給与水準も参考とする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤勉手当の成績率の判定及び昇給、昇格の実施にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇給	原則、職員が昇給日(1月1日)前の1年間において良好以上の成績で勤務したとき、その勤務成績に応じて上位の号俸に昇給させることができる。昇給の号俸数は、良好な成績で勤務した職員の号俸数を4号俸とし、極めて良好な成績で勤務した者の号俸数は、8号俸以上とする。
昇格・降格	昇格:勤務成績が良好で、かつ当法人が定める昇格基準に達している者は上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。

#### ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

(職員について)

平成24年4月1日付け給与等の改正

- ・号俸の回復

平成24年4月1日において36歳に満たない職員のうち、過去に号俸抑制を受けたものについて、最大2号俸上位の号俸とした。

- ・基本給月額額の減額

人事院勧告に準拠し、基本給月額等を平均0.23%減額した。

- ・地域手当を国の支給基準に改正

本学の所在する大津市に在勤する国家公務員の地域手当支給割合が10%であることから、平成24年4月から5.5%を10%とした。

平成24年7月1日付け給与等の改正

- ・平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(特例法)に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。

特例法に基づき、国家公務員の俸給月額等が平均7.8%減額されたことに準拠し、基本給月額等を平成24年7月から職務の級に応じて9.77%、7.77%、4.77%引き下げた。なお、期末・勤勉手当は、全て9.77%引き下げた。

(役員について)

平成24年4月1日付け給与等の改正

- ・基本給月額額の減額

人事院勧告に準拠し、基本給月額等を平均0.5%減額した。

平成24年6月1日付け給与等の改正

- ・特例法に基づき、基本給月額等を平成24年6月から9.77%引き下げた。

また、期末特別手当も同様に9.77%減額した。

- ・地域手当を国の支給基準に改正

本学の所在する大津市に在勤する国家公務員の地域手当支給割合が10%であることから、平成24年6月から5%を10%とした。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	896	39.5	5,557	4,212	73	1,345
事務・技術	137	45.5	5,456	4,113	116	1,343
教育職種 (大学教員)	236	47.8	7,830	5,919	88	1,911
医療職種 (病院看護師)	425	31.8	4,361	3,324	43	1,037
技能・労務職種	18	53.7	5,289	4,014	117	1,275
教育職種 (外国人教師等)	1					
医療職種 (医療技術職員)	78	42.4	5,381	4,067	106	1,314
その他の医療職種 (看護師)	1					

任期付職員	2					
事務・技術	1					
医療職種 (病院医療技術職員)	1					

任期付職員(年俸制)	38	40.1	6,089	6,089	101	0
特任教員	38	40.1	6,089	6,089	101	0

非常勤職員	215	34.3	3,902	3,594	71	308
事務・技術	26	44.7	3,249	2,471	133	778
教育職種 (大学教員)	4	51.3	3,720	2,803	56	917
医療職種 (病院医師)	141	30.4	3,989	3,989	46	0
医療職種 (病院看護師)	17	46.6	4,664	3,521	79	1,143
技能・労務職種	3	57.2	3,468	2,649	160	819
医療職種 (病院医療技術職員)	23	30.1	3,597	2,760	146	837
その他の医療職種 (医療技術職員)	1					

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

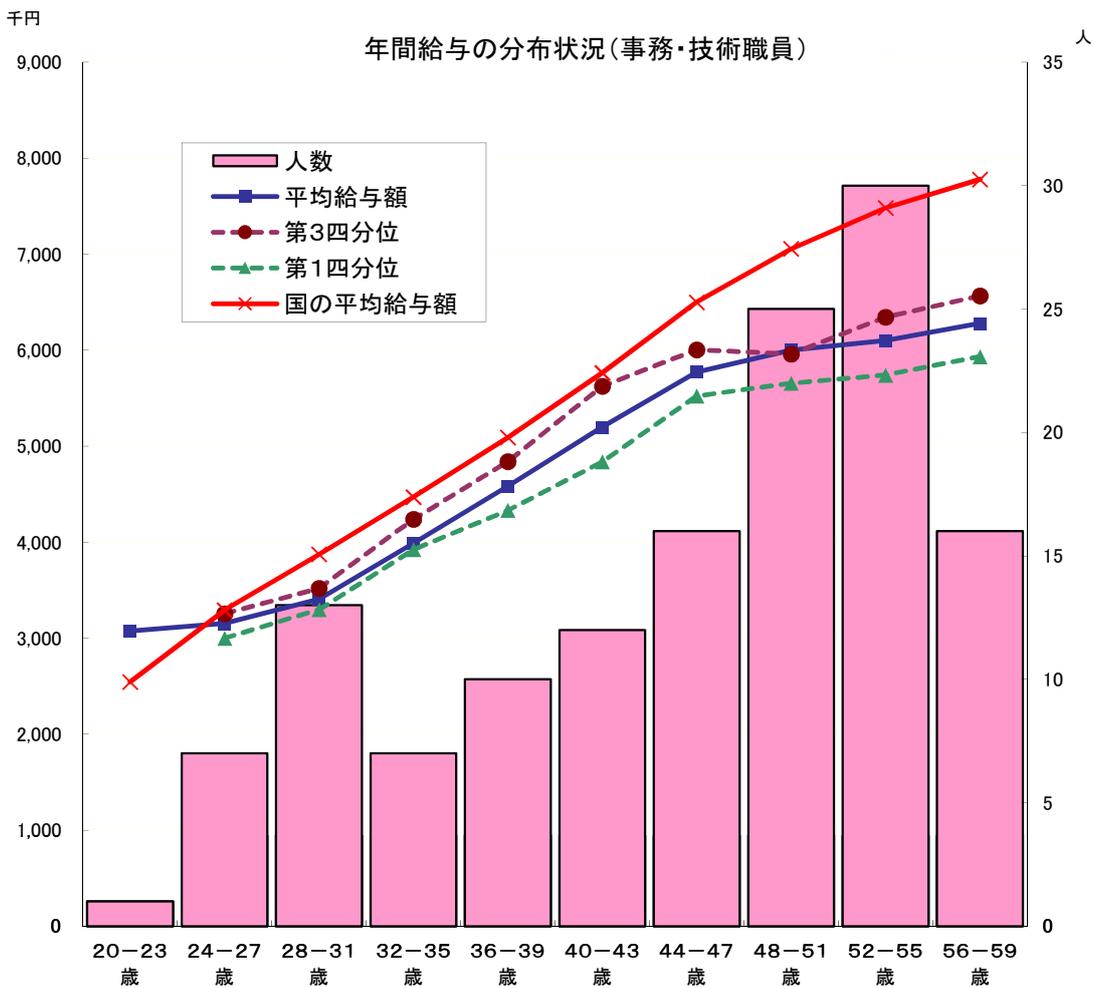
注2：常勤職員のうち医療職種（病院医師）については、該当者がいない。

注3：在外職員及び再任用職員については、該当者がいない。

注4：技能・労務職種とは、自動車運転手、ボイラ技工士、調理師、実験助手、医療機器操作員をいう。

注5：常勤職員の教育職種（外国人教師等）、その他の医療職種（看護師）、任期付職員の事務・技術及び医療職種（病院医療技術職員）、非常勤職員のその他の医療職種（医療技術職員）については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[任期付職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

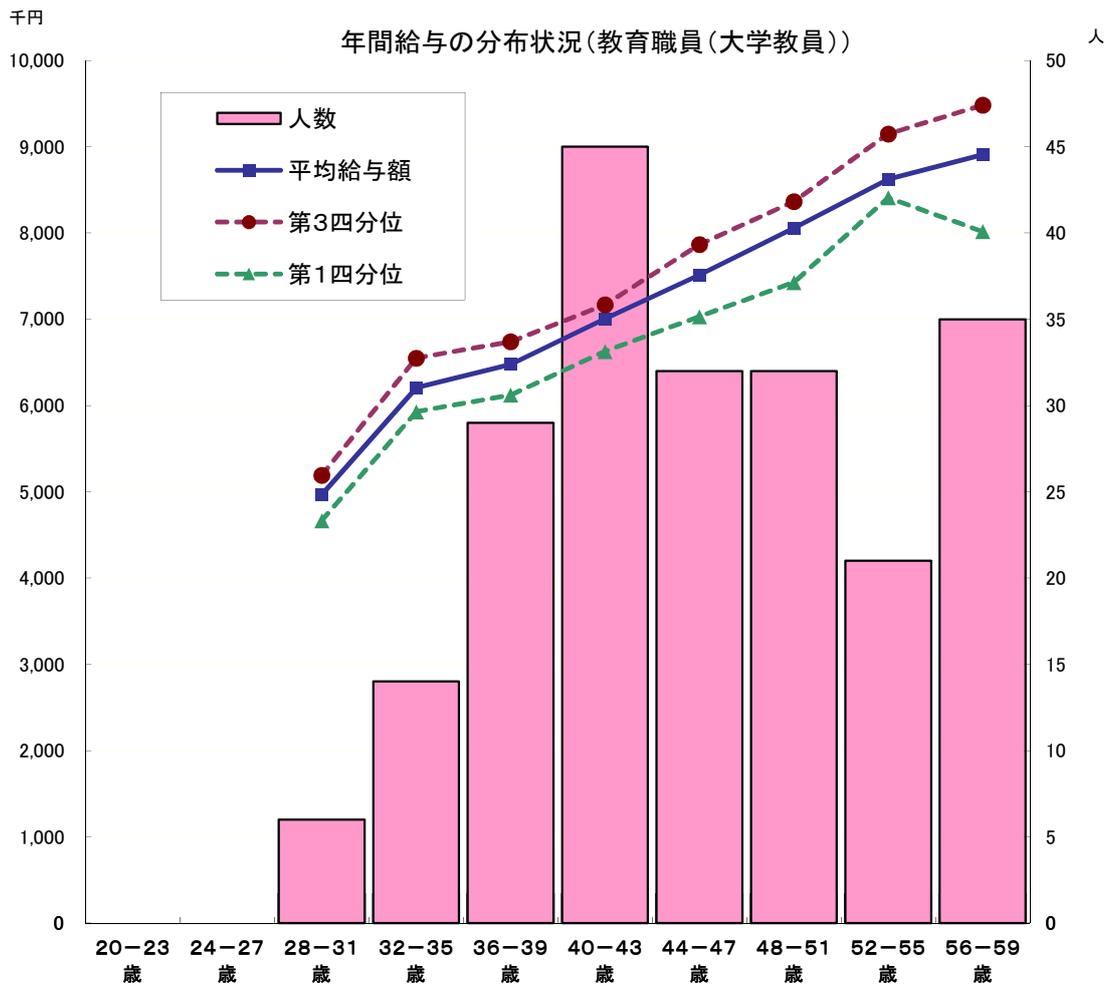


注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
課長	10	53.5	7,195	7,457	7,744	
課長補佐	10	54.3	6,297	6,324	6,566	
係長	60	50.9	5,671	5,820	6,016	
主任	25	43.5	4,694	5,065	5,679	
係員	32	31.6	3,232	3,682	4,033	

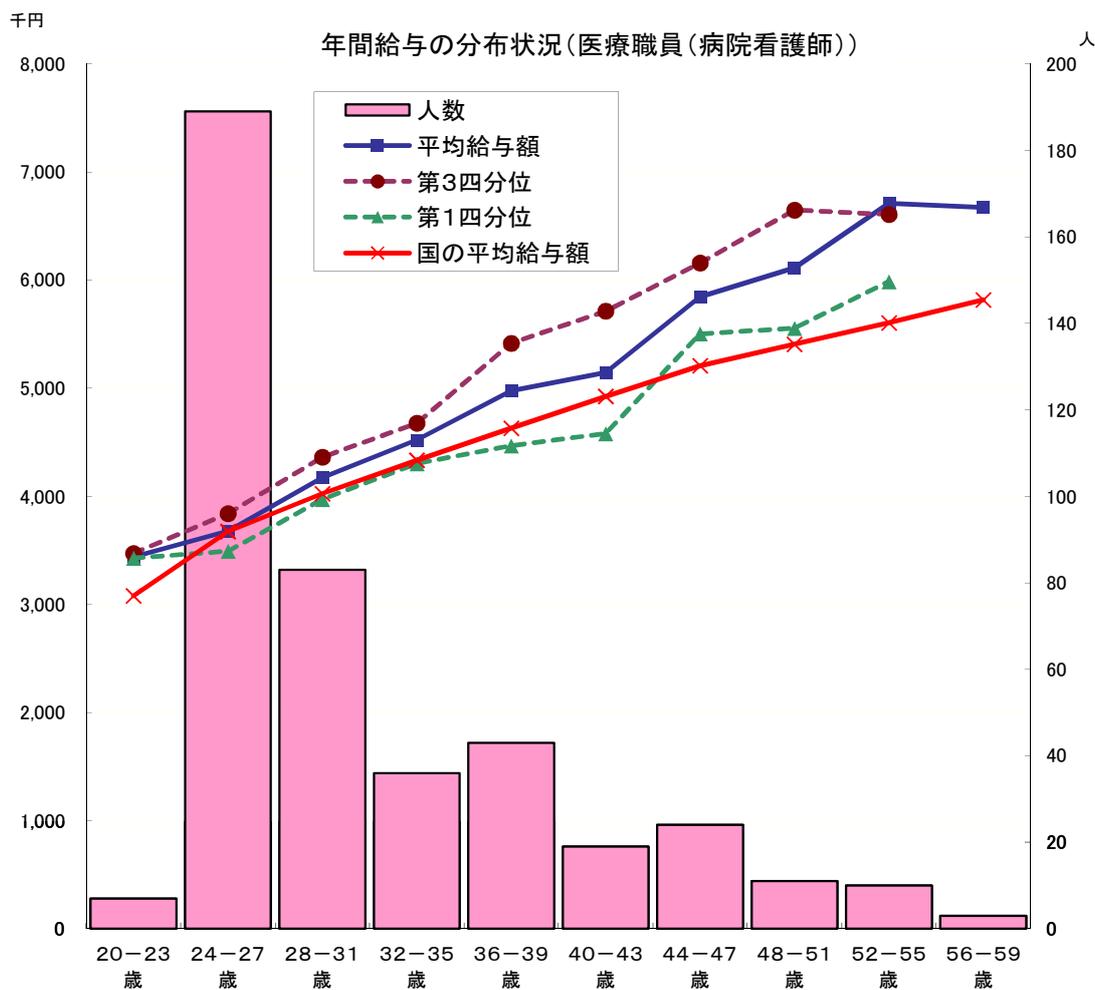
注：「課長」には、課長相当職である「室長」を含み、「課長補佐」には、課長補佐相当職である「専門員」を含み、「係長」には、係長相当職である「専門職員」を含む。



注：年齢24～27歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ°	人員	平均年齢	四分位	
			第1四分位	第3四分位
教授	48	57.7	9,404	10,522
准教授	45	51.3	7,912	8,826
講師	37	47.0	7,427	8,177
助教	99	41.9	6,395	6,977
助手	7	45.6	4,887	6,191



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1		—	—	—
副看護部長	4	50.8	—	6,865	—
看護師長	26	46.0	5,723	6,068	6,420
副看護師長	42	41.5	4,942	5,496	5,920
看護師	352	29.3	3,580	4,004	4,288

注1：看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2：副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級
標準的な職位		局長	部長	部長	部長 課長	課長	課長 課長補佐
人員 (割合)	137人	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし	該当者なし	2人 (1.5%)	8人 (5.8%)
年齢(最高～最低)		歳 }	歳 }	歳 }	歳 }	56歳 }	58歳 }
所定内給与年額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	6,410千円 }	6,383千円 }
年間給与額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	8,385千円 }	8,277千円 }
						7,682	6,523

区分	計	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長補佐 係長	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	(137)人	25人 (18.2%)	67人 (48.9%)	15人 (10.9%)	20人 (14.6%)
年齢(最高～最低)		59歳 }	58歳 }	58歳 }	30歳 }
所定内給与年額(最高～最低)		5,009千円 }	4,730千円 }	3,918千円 }	3,014千円 }
年間給与額(最高～最低)		4,224千円 }	3,005千円 }	2,501千円 }	2,177千円 }
		6,772千円 }	6,287千円 }	5,168千円 }	3,844千円 }
		5,703	3,981	3,314	2,865

## (教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教・助手	教務職員
人員 (割合)	236人	該当者なし (%)	48 (20.3%)	45 (19.1%)	37 (15.7%)	106 (44.9%)	該当者なし
年齢(最高～最低)		}	64 }	62 }	57 }	62 }	}
所定内給与年額(最高～最低)		}	8,531 }	6,999 }	6,636 }	5,871 }	}
年間給与額(最高～最低)		}	11,472 }	9,376 }	8,689 }	7,574 }	}
			7,689	6,122	6,355	4,450	

## (医療職員(病院看護師))

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級
標準的な職位		看護部長	看護部長	看護部長 副看護部長	副看護部長 看護師長	看護師長 副看護師長	看護師
人員 (割合)	425人	1 0.2	該当者なし (%)	4 (0.9%)	26 (6.1%)	42 (9.9%)	352 (82.8%)
年齢(最高～最低)		}	}	55 }	58 }	58 }	54 }
所定内給与年額(最高～最低)		}	}	5,188 }	5,271 }	4,867 }	4,473 }
年間給与額(最高～最低)		}	}	4,892 }	3,669 }	3,216 }	2,514 }
				7,107 }	7,082 }	6,538 }	5,990 }
				6,648	5,048	4,337	3,310

区分	計	1級
標準的な職位		准看護師
人員 (割合)	(425)人	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		}
所定内給与年額(最高～最低)		}
年間給与額(最高～最低)		}

注:7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高)～最低」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 67.4	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.1	% 32.6	% 33.4
	最高～最低	% 36.8～32.7	% 35.1～30.2	% 35.5～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.0	% 67.6	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.0	% 32.4	% 33.7
	最高～最低	% 41.9～32.2	% 38.5～29.9	% 37.8～31.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.1	% 66.8	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.9	% 33.2	% 34.1
	最高～最低	% 37.4～33.2	% 34.7～31.5	% 35.7～32.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.5	% 68.1	% 66.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.5	% 31.9	% 33.2
	最高～最低	% 41.9～31.9	% 38.0～29.5	% 37.2～30.7

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	% ～	% ～	% ～
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.2	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.8	% 34.1
	最高～最低	% 41.9～31.1	% 39.2～28.7	% 40.6～29.9

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	85.4
対他の国立大学法人等(事務・技術職員)	95.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))	95.6
------------------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	104.4
対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))	99.7

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等の一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 85.4
	参考 地域勘案 87.9 学歴勘案 86.1 地域・学歴勘案 88.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 26.5% (国からの財政支出額 7,392,350,000円、支出予算の総額 27,846,318,000円：平成24年度予算)
	【検証結果】 国からの財政支出額は100億円未満であり、支出予算の総額に占める国の財政支出の割合も50%未満である。 また、対国家公務員指数も100未満であり、累積欠損額も0円であることから、給与水準は適切である。
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)
講ずる措置	【検証結果】 本学の事務・技術職員の給与水準は適切であり、今後も引き続き適切な給与水準の維持に務める。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 104.4	
	参考	地域勘案 98.6 学歴勘案 105.8 地域・学歴勘案 100.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 地域差を是正した給与水準の比較では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 26.5% (国からの財政支出額 7,392,350,000円、支出予算の総額 27,846,318,000円:平成24年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出額は100億円未満であり、支出予算の総額に占める国の財政支出の割合も50%未満である。 また、対国家公務員指数も100未満であり、累積欠損額も0円であることから、給与水準は適切である。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)	
講ずる措置	【検証結果】 本学の医療職員(病院看護師)の給与水準は適切であり、今後も引き続き適切な給与水準の維持に務める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 97.1

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職（一）と行政職（一）の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員（大学教員）と国の行政職（一）の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	5,284,989	5,348,981	△ 63,992	(△ 1.20)	△ 356,504	(△ 6.32)
退職手当支給額 (B)	629,783	371,482	258,301	(69.53)	224,447	(55.37)
非常勤役職員等給与 (C)	4,148,126	3,810,806	337,320	(8.85)	744,390	(21.87)
福利厚生費 (D)	1,232,539	1,210,739	21,800	(1.80)	89,941	(7.87)
最広義人件費 (A+B+C+D)	11,295,437	10,742,008	553,429	(5.15)	702,274	(6.63)

注：「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額 平成23年度末の定年退職者の後任が若い年齢層及び非常勤職員(時間給雇用)になったことに伴う給与支給額の減少(事務系職員)  
平成23年度末の定年退職教授等の選考期間中不在に伴う給与支給額の減少(教員)
- ・退職手当支給額 退職者の増(67人→74人)
- ・非常勤役職員等給与 医師, 看護師, 病院非常勤職員の増員による増(248,823千円)
- ・福利厚生費 非常勤教職員の増に伴う法定福利費の増(21,827千円)
- ・特例法に基づく削減額 役職員に講じた措置による削減額(325,402千円)
- ・国家公務員の退職手当の支給水準引下げに等について(平成24年8月7日閣議決定)  
同閣議決定に基づく措置による削減額(30,675千円)

#### IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年2年1月から以下の措置を講ずることとした。

- ・役職員の退職手当について、国家公務員退職手当制度の改正に準じて支給水準を引き下げた。  
役員に関する講じた措置の概要: 官民の支給水準の均衡を図るために退職手当法上設けられている「調整率」を段階的に引き下げる。平成25年2月1日から平成25年9月30日は、98/100とする。  
職員に関する講じた措置の概要: 役員同様の措置を講ずる。